

日本ペットドッグトレーナーズ協会会員向けの賠償責任保険

< ペット受託業務特約付帯 統合賠償責任保険(ビジサポ) 基本補償 I 施設業務特約 >

5つのポイント

1. 業務従事者の人数により保険料を算出します！

業務従事者1名あたりで計算する分かりやすい保険料設定となっています。

2. ペット受託業務^(※1)に起因する事故を補償します！

送迎中も含め、業務中に預かったペット(犬または猫)に与えた損害も対象となります。

3. 施設の所有・使用・管理に起因する事故を補償します！

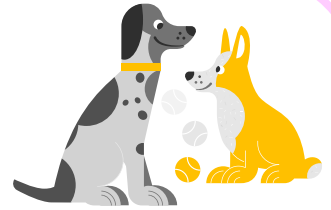
店舗の看板が落ちて、通行人にケガをさせてしまった事故も対象となります。

4. 法律上の賠償責任がなくてもお見舞金を補償します！

業務中に預かったペット(犬または猫)が突然死したことにより、お見舞金を支払うとき(期間中10万円限度)もサポートいたします。

5. 訴訟に関する費用を補償します！

文書作成費用等のために支出した費用も対象となります。



< 補償内容 >

■施設業務特約

身体財物共通 支払限度額 1事故あたり1億円(自己負担額なし)

被保険者が所有・使用・管理する施設の管理の不備、または被保険者もしくはその使用人の業務中のミスによって、他人の身体を害したり、他人の財物を損壊等(滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること)させた場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(法律上の損害賠償金や争訟費用、損害防止軽減費用、緊急措置費用、保険会社への協力費用)に対して、保険金をお支払いします。

例えば、ペットを受託中、目を離したすきに店舗を飛び出してしまう、ペットが通行人に噛みついてケガをさせてしまった。



■ペット受託業務特約

支払限度額 1事故あたり50万円(自己負担額なし)

ペット受託業務^(※1)により、預かったペット(犬または猫)が死亡・ケガをさせてしまった場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(法律上の損害賠償金等)に対して、保険金をお支払いします。

例えば、トリミング中にペットを施術台から落としてしまいケガをさせてしまった。

■見舞費用

支払限度額 1事故あたり・保険期間中10万円(自己負担額1万円)

ペット受託業務^(※1)によらずに預かったペット(犬または猫)が突然死したことにより、慣習としてお支払いされる見舞金を補償いたします。(実費)

■初期対応費用

支払限度額 1事故あたり50万円(自己負担額なし)^(※2)

事故により被保険者が負担した、事故現場の取片付け費用、事故原因の調査の費用、被害者見舞費用、弁護士相談費用を補償いたします。(被害者見舞費用については、身体の障害は被害者1名につき10万円、財物の損壊等は1事故あたり10万円限度、弁護士相談費用は1事故あたり5万円を限度に補償いたします。)

■訴訟対応費用

支払限度額 1事故あたり50万円(自己負担額なし)^(※2)

日本国の裁判所に提起された訴訟について、被保険者が支出した文書作成費用、再現実験費用等を補償いたします。

■信頼回復広告費用

支払限度額 1事故あたり1,000万円(自己負担額なし)^(※2)

事故により店舗を休業していることを新聞等で広告するための費用を補償いたします。



※1 ペット受託業務:トリミング業務、オーラルケア業務、ペットホテル業務、ペットシッター業務、ペットトレーナー業務をいいます。

※2 1事故につき、初期対応費用、訴訟対応費用および信頼回復広告費用の合計で1,000万円が限度となります。

【保険金のお支払いについて】

補償項目	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
施設・業務遂行中の事故の補償	施設の所有、使用または管理に起因する他人の身体の障害または財物の損壊等(滅失、破損、破損、紛失、盗取)、または業務の遂行に起因する他人の身体の障害または他人の財物の損壊等について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。	自動車および原動機付自転車または施設外における船舶・車両に起因する損害。
ペット受託業務の事故の補償	ペット受託業務により預ったペットが死亡した場合または治療が必要となった場合、盗取された場合に被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 *ペット受託業務は、トリミング業務、オーラルケア業務、ペットホテル業務、ペットシッター業務、ペットトレーナー業務をいいます。	預ったペットの疾病または脱走・逃走に起因する損害、他の動物との闘争行為に起因する損害。
見舞費用	ペット受託業務によらず預ったペットが突然死したことにより、慣習としてお支払いされる金額として、被保険者が弊社の同意を得て支出した見舞金について被保険者が負担した実費から自己負担額を差し引いた額をお支払いします。	
初期対応費用	事故について被保険者が初期対応を行うために直接要した次の費用であって、その額および使途が社会通念上妥当な費用 (1) 事故現場の保存、事故状況の調査・記録・写真撮影または事故原因の調査の費用 (2) 事故現場の取片付け費用 (3) 被保険者の役員または使用人を事故現場に派遣するための交通費・宿泊費等の費用 (4) 通信費 (5) 被害者見舞費用(見舞金(香典を含みます)または見舞品の購入費用) (6) 書面による弊社の事前の同意を得て支出された新聞等へのお詫び広告の掲載費用 (7) 弁護士相談費用 (8) (1)から(7)までに準じるその他の費用	
訴訟対応費用	事故について被保険者に対して提起された損害賠償請求訴訟について、被保険者が直接支出した次の費用であって、その額および使途が社会通念上妥当な費用 (1) 被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用 (2) 被保険者の役員または使用人の交通費または宿泊費 (3) 増設コピー機のリース費用 (4) 被保険者が自らまたは外部の実験機関に委託して行う事故の再現実験費用 (5) 事故原因の調査費用 (6) 意見書・鑑定書の作成費用 (7) 相手方当事者または裁判所に提出する文書の作成費用	
信頼回復広告費用	事故について記名被保険者が支出した次の費用のうち、書面による弊社の事前の同意を得て支出した費用 (1) 休業していることまたは営業再開の予定を新聞等で広告するための費用 (2) 事故の直接の結果として落ち込んだ施設、業務の信頼を回復するために、被保険者行った広告宣伝活動に要した費用。ただし、事故の有無にかかわらず通常要する広告宣伝活動に係る費用を除きます。 (3) コンサルティング費用。ただし、次の対策について助言の対価としてのものに限ります。 ①(2)に規定する広告宣伝活動対策 ②事故が他人の身体の障害である場合における事故の再発防止対策	

【保険期間・この制度にご加入いただける方】

- ◆保険期間 2022年4月1日午後4時から2023年4月1日午後4時まで
 - ◆ご加入いただけるのは、申込人・記名被保険者が特定非営利活動法人日本ペットドッグトレーナーズ協会の会員に限ります。
 - ◆業務従事者数は告知事項に該当しますので、必ず正しい人数でお申し込みください。
 - ◆この保険は、特定非営利活動法人日本ペットドッグトレーナーズ協会が保険契約者となる団体契約であり、保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は同協会が有します。
 - ◆中途加入の場合は、ご加入月の翌月1日が保険の補償開始日です。
- ※このチラシはごく簡単な説明を記載したものです。保険金の支払条件その他この保険の詳細につきましては、取扱代理店または弊社にご照会ください。

※弊社は、お預かりしたお客さまの個人情報、適切に取り扱うとともにその安全管理に努めております。重要事項説明書に記載の「お客さま情報の取り扱いについて」をご確認ください。

(注) 事故が発生した場合は、次の処置を行ったうえで、代理店または弊社にご連絡ください。
①損害の発生および拡大の防止 ②相手の確認 ③目撃者の確認

日新火災事故受付センター 24時間・365日
フリーダイヤル 0120-232-233
 ※携帯電話からもご利用いただけます。

代理店 株式会社エム・アイ・プラン <本社> 〒552-0007 大阪府大阪市港区弁天 3-20-1 TEL:06-6577-2700 FAX:06-6577-3200 <東京連絡 Office> TEL:03-6435-7700 FAX:03-6435-7711	引受保険会社 日新火災海上保険株式会社 関西第1事業部 大阪中央サービス支店 〒530-0017 大阪府大阪市北区角田町 8-1-19 階 TEL:06-6312-9825 FAX:06-6312-9826
--	---